

19世紀後半フランスにおける 「技術教師」の改造とパテルナリズム

——徒弟制における親方から能力資格に立脚した「技術教師」への転換過程——

教育史・教育哲学研究室 東 宏 行

**La Transformation du Maître Technique et Le Paternalisme en France
dans la seconde moitié du dix-neuvième siècle**

**—Le processus du changement du maître en apprentissage
au maître technique fondé sur la qualification professionnelle—**

Hiroyuki HIGASHI

Il y a trois degrés dans le changement qualitatif du *Maître Technique* en France dans la seconde moitié du dix-neuvième siècle.

Premier degré ; le *Maître Technique* est d'une côté un père de famille comme le maître dans le apprentissage sous l'ancien régime, mais d'un autre côté un maître scolaire qui forme des apprentis de degré en degré.

Deuxième degré ; le *Maître Technique* est un travailleur manuel. Mais il est aussi bien le chef d'atelier, qui est essentiellement le maître scolaire, placé du *École Technique Moyenne*.

Troisième degré ; le *Maître Technique* est fondé par la qualification professionnelle reconnue par l'Etat.

On trouverait la cause de cet processus du changement dans le *Paternalisme*. Celui-là n'est pas seulement le technique dans la administration d'une entreprise, mais aussi le principe qui pénètre dans le patronage des élèves et la administration des écoles.

目 次

- I. はじめに
- II. 「近代徒弟制」における「親方教師」としての「技術教師」
 - A. 1851年法（「徒弟契約法」）の成立とその基本的性格
 - B. 「近代徒弟制」構想としての1851年法
- III. 「中級技術学校」における「労働者教師」としての「技術教師」
 - A. 「クルーズ国立時計学校」における教師の採用
 - B. 「徒弟手工学校」における教員調達・養成問題
- IV. 「商工実務学校」における「資格教師」としての「技術教師」
 - A. 「徒弟手工学校」の「技術教師」養成の試行
 - B. 「商工実務学校」における「技術教師」

V. 「技術教師」の生産現場からの遊離過程とパテルナリズム

- A. 企業経営におけるパテルナリズムと「労働者教師」の誕生
- B. 学校管理におけるパテルナリズムと「資格教師」の誕生

VI. 結 語

注

I. はじめに

フランスにおける非エリート労働者の職業技術教育は、徒弟制の崩壊過程とともに、学校形態による職業技術教育（以下、「中級技術学校」と表記する¹⁾）の生成を見た。そこには大別して、学校の中に作業場を導入する

という発想と、現場（企業）の中に学校を導入しようとする発想の二重の回路があった。19世紀後半期には、こうした発想のもとに、企業と国家によって様々な「中級技術学校」の試みが構想、実施された。1880年に「徒弟手工学校」が成立することによって、多くの矛盾を抱えながら、形式的にではあれ「中級技術学校」は国家の管轄下に置かれ、公教育制度の枠組みに組み込まれる。

こうした過程の中で、職業技術教育を担当する教師の位置づけは、複雑な様相を辿ることになる。従来の伝統的職業訓練システムである徒弟制のもとでは、親方は家族の家父長としての権威を持ち、徒弟との間は人格的な紐帯で結ばれていた。従って、親方が職業技術教育の教師（以下、「技術教師」と表記する²⁾）であり、職人層を含めて、すべての「技術教師」達は現場労働の中にあった。しかし「中級技術学校」の生成、展開過程において、こうした、親方一徒弟関係と家父長としての親方の存立基盤は徐々に崩壊し、新たな「技術教師」の位置づけが必要となる。

本稿の課題は、その新たな「技術教師」が、従来の徒弟制における位置から、どのような動因にもとづき、さらにどのような過程を経て誕生したものなのかを検討していくことにある。その際、仮説的には次のような3つの段階を経て、「技術教師」の性格が変質していくものと考える。

- (1) 生産現場の中で、親方一徒弟の人格的紐帯に支えられた家父長的役割を果たす存在でありながら、同時に年齢に応じた段階的訓練を行う等、教育方法の側面では学校教師としての役割を果たす立場に置かれる段階（以下これを「親方教師」とする）
 - (2) 生産現場を離れて学校の中で実習を担当するという位置に置かれ、現場労働者でもあり、学校の「技術教師」でもあるという中間的段階（以下これを「労働者教師」とする）
 - (3) 国家によって付与される能力資格によって、その存立基盤が与えられ、生産現場からは相対的に遊離している段階（以下これを「資格教師」とする）
- 方法的には、極めて限られた資料によって検討を進めるため、「中級技術学校」における「技術教師」の調達・養成がどのように構想あるいは実現されたのかに焦点を絞って考察を進めて行く。具体的には、公教育相、商務相等から発令されたデクレ（政令）とアレテ（施行令）等の公文書において、「技術教師」がどのように把握されているかを中心に検討を進めていくこととする³⁾。19世紀後半期の「中級技術学校」は、当初明確な「技術教師」像を持たず、「作業場長=chef d'atelier」「職長=

contremaître」等の、労働現場で呼ばれる呼称を含む、様々な名称を適用していた。こうした呼称上の混乱は、19世紀後半期を通じて解決されることはなかった。しかし、その意味内容は確実に変化しており、そのことに最も熱心だったのは公教育行政よりも、むしろ商務行政であった。従って本稿では、徒弟制に置き代わる過程で生成してくる「中級技術学校」を巡っての、商務省の動向に注目する。特にその構想において、「技術教師」がどのような存在として設定され、その調達、養成問題がどのように解決されようとしたのかを分析しながら、国家によって付与された能力資格を存立基盤として待つ「技術教師」が誕生してくる過程を明らかにしたい。また、こうした過程を可能にしたものは何であったのかを探る糸口として、パテルナリズム（paternalism）原理の浸透という観点から考察を進めたいと思う。

II. 「近代徒弟制」⁴⁾における「親方教師」としての「技術教師」

A. 1851年法（「徒弟契約法」）の成立とその基本的性格

産業革命の進展とともに問題化した徒弟制の解体、児童労働の惨状に対して、公的な対応が始まったのは、19世紀中葉における児童労働保護立法によってであった。1841年の「児童労働法」⁵⁾に続き、1851年には「徒弟契約法」⁶⁾が成立する。後者の法律は、児童労働保護という文脈では、これまで、1841年法と比較して一步後退したものという評価が加えられている。例えば、A. レオンは、同業組合における徒弟制を基本的に維持しようとする方向が採用されていることに関して、「19世紀にいたるまで、このような態度で、年少者の工業労働を規制するための法律の正しい実施の足手まといになっているのである。」と酷評している⁷⁾。しかし、児童の徒弟訓練の方法に対して、国家が梃入れをするといった性格を持っていたこと。さらには、以下に見るように、法案作成を主導したのが商務相であったという点では、当時の政策立案者における、職業技術教育を組織化する基本的立場と、「技術教師」の位置づけ方を端的に表明している。

1851年法の基本的性格は、従来、何の公的規制もなしに行われていた徒弟訓練に対して、何らかの形で規制を加えようとする立法上の試みであり、1845年以降およそ次の3段階に区分される時期にわたって議論が繰り返される。

第1段階：1845～46年にかけて、商務相によって、工業委員会（Conseil Général des Manufactures）と商業

委員会 (Conseil Général du Commerce) に法案審議が委ねられた時期。

第2段階：1848～1849年にかけて、プパン (Peupin) によって、1845年の草案が取り上げられ、労働委員会 (Comité du Travail) によって検討された後、その報告書が議会に提出されるまでの時期。

第3段階：1850～1851年にかけて、立法諮問機関であるコンセイユ・デタ (Conseil d'Etat) による検討を経て、商務相のデュマ (Dumas) が、1850年3月4日に議会に提出してから、法案が可決され、公布されるまでの時期⁸⁾。

成立した1851年法は、全2編で構成され、第1編はさらに4節で構成されている。第1節では徒弟契約の基本的性格と形式を規定し、第2節では契約の諸条件を、第3節では親方に課せられる様々な義務を、第4節では契約の解消を規定している。この第3節では、親方と徒弟の関係は人格的紐帯で結ばれたものとして捉えられ、以下に示すように、親方は“家族の良き父”として把握されている。

第8条：親方は、徒弟に対して、家族の良き父として振舞わなければならず、屋内外における彼らの素行 (conduite) と生活態度 (mœurs) を監視しなければならない。さらに、彼が起こす可能性のある重大な違反行為、あるいは彼に現れる可能性のある悪しき性向に関しては、両親あるいはその代理人に報告しなければならない。(下線は筆者一以下、引用史料中の下線は筆者による)

B. 「近代徒弟制」構想としての1851年法

しかし、その親方の義務規定では、さらに続けて、親方は徒弟を、実際の職業と結びついている仕事のためだけにしか受け入れることができないこと(第8条)。また、14才以下の徒弟の労働時間を1日10時間以下とし、14才から16才までは12時間以内にしなければならず、16才以下の徒弟には午後9時から午前5時までの間はどんな仕事を課してもならないこと(第9条)。さらに、16才以下で読み・書き・算ができる徒弟に対しては、労働日においてもその学習のために必要な時間を保障することを義務づけたこと(第10条)、等々が規定されている。これからは、徒弟契約履行において、徒弟の年齢への配慮や年齢に応じた労働時間の規制が行われていることを読み取れると同時に、次に示す通り、徒弟訓練の実施に対する一定の規制が加えられていることをも読み取ることができる。⁹⁾

第12条：親方は、徒弟に対して、契約の対象となって

いる技術 (art)，職 (métier) あるいは専門的な職業 (profession spéciale) を、段階的かつ完全に教えなければならない。

徒弟修業終了時に、親方は、徒弟に対して契約の義務を履行した通知、あるいは契約履行証明書を発行しなければならない。

この条項の前半部分は、第1段階での法案は、“親方はその徒弟に対して、自らその職業 (profession) に関する段階的で完全な教育を与えるべきであり、また彼が従事する仕事 (travaux) にしか、その徒弟を雇うことができない”となっていた¹⁰⁾。成立した1851年法では“自ら (personnellement)”の文言は削除され、“職業 (profession)”の範囲も“技術 (art)” “職 (métier)”を加えて、特定の職業に限定することを避けている。

先に見たように、確かに、親方は「家族の父」として捉えられ、親方と徒弟は人格的な紐帯に媒介された関係によって把握されている。しかし、その一方で、“段階的かつ完全に教えなければならない”として、親方—徒弟関係に対する規制を設けていることは、伝統的徒弟制が持っていた、技能訓練の機能のみを近代化するために必要とされる規制を設けた構想であったとは言えないだろうか。その意味で、1851年法で構想された徒弟制は、従来の伝統的徒弟制とは質的に異なっており、時間、年齢の規定、段階的教育等が規定されたことを加味すると、「近代学校」の特質の一面が組み込まれた「近代徒弟制」の構想とでも言うべきものであった。第12条で削除された、“自ら (personnellement)”は、“人格的関係において”と読み代えることも可能である。もしそうだとすれば、実は“家族の良き父”である親方と徒弟の人格的な関係さえ、非常な動搖の中にあったとも考えられる。ともあれ、1851年法に規定された「技術教師」は、徒弟との人格的関係を保持しながら、生産現場である作業場において、段階的な教育訓練を行う義務を負わされた「親方教師」としての「技術教師」であった。

III. 「中級技術学校」における「労働者教師」としての「技術教師」

A. 「クルーズ国立時計学校」における教師の採用

生産現場からは遊離した職業技術教育の試みが、商務行政の枠内で取り上げられるようになったのは、1860年代に入ってからであった。国立「中級技術学校」設立の試みは、1863年以降、商務省のイニシアティブによって進められるが、それは総じて、企業主・地方公共団体等によって試みられている、既存の「中級技術学校」を財

政治的に保障していこうとするものであった。

1864年の財政法では、「クルーズ国立時計学校」の事業のために、商務省の予算内に2万フランが割り当てられているが、商務相はそれを先取りして、1863年11月に「クルーズ時計学校の組織に関するデクレ」を発令する¹¹⁾。さらに同年、12月22日づけで、このデクレの施行規則と教育課程、「クルーズ時計学校に入学を許可された生徒が持つことを義務付けられる道具の一覧表」に触れたアレテが発令されている。こうした経過から考えて、クルーズ時計学校は、既存の「中級技術学校」が国立学校へと移行した最も早い事例であったと考えられる。この「クルーズ国立時計学校」のデクレから、学校管理者の構成と「技術教師」の調達・養成がどのように構想されていたのかを見てみよう。

第3条：この学校は、以下の条項において示される構成員からなる管理委員会 (conseil d'administration) の援助を得ながら、1人の校長によって運営される。

校長は、時計の技術の様々な分野に精通した人々の中から選ばれ、商務相によって任命される。

第4条：管理委員会は次のように構成される

県知事（委員長）、副県知事（副委員長）、校長、県議会議員から1名の代表者、クルーズ市長、県内の主な時計業者の内から選ばれた2名

県議会議員の代表者、および2人の時計業者については、毎年度県知事によって任命される。

第8条：教師 (personnel enseignant) は、理論的教育に責任を持つ一人の教師 (maître) と、必要に応じた人数で構成される実習室長 (chefs d'atelier) によって構成される。

その教師と実習教員は、校長の提案に基づいて知事によって任命される。待遇は商務相に一任される。

学校の内規は、教師達が任命され得る人物であることを条件として、彼らの職を決定する。

「クルーズ国立時計学校」では、技能訓練、理論教授を同一学校の中で行うために、教師もそれぞれの担当に区分する。そのことによって、学校における「技術教師」としての立場はより明確化する。しかし、「技術教師」の質に関しては何らの規定も設けられず、従来の「親方教師」と異質の教師を養成するという発想は見られない。

技能訓練を担当する教師は、「腕時計工業の、一つあるいはいくつかの専門領域に必要な手の熟練を身につけるために必要な方法と作業 (第7条)」の指導者として位置づけられ、「実習室長 (chefs d'atelier)」と表現されている。この概念は、当然生産現場の労働者をも指すもので、1851年法においても徒弟訓練の義務を持った、生産現場

の労働者を指す用語として使われており、商務行政における徒弟制への対応の仕方とクルーズ国立時計学校への対応の仕方が連続しているのではないかということを暗示する。つまり「近代徒弟制」における「親方教師」を、学校という特定の場に配置するという発想によって、技能訓練を担当する教師の質的把握が行われたと考え得る。

一方、理論教師は、「算数、幾何学、機械学の初步」「腕時計の切り離された各パーツや、時計製造工具の製図実習 (第7条)」の指導者であり、生産現場で行われる理論的教育の機能だけを専門的に担当する教師として捉えられている。理論教師を表わす“maître”は、徒弟制における親方と同じ言葉であり、そのこと自体徒弟制との連続性を暗示しているが、初等学校教師を表わす“instituteur”¹²⁾でも、中等教育の教員を表す“professeur”でもなかった。このことは、本質的には理論教師でさえ、時計製造現場において高度な知識・技能を持った労働者という性格で捉えられていたことを、端的に物語っている。すなわち、両教師とも学校という場に配置された存在でありながら、その質的側面においては、「親方教師」でもあるという「労働者教師」であった。

B. 「徒弟手工学校」における教員調達・養成問題

1880年に「徒弟手工学校法」が成立することによって、商務行政と公教育行政の提携によって、「中級技術学校」は、ようやく公教育の枠内に収められ、「徒弟手工学校」が誕生する¹³⁾。教育方法・内容の上でも、現場労働者とは異なる性格を持つ「技術教師」による段階的指導が構想化され、一般化された職業訓練課程(初等段階での「手工科」設置)が試みられ、一般教育としての技術教育が理念化する。しかし、「徒弟手工学校法」における「技術教師」の任命方法は、以下のように規定されているだけであり、「技術教師」の調達・養成問題は、全く放置されたままであったといってよい。

第5条：職業教育 (enseignement professionnel) 担当の教師は、市議会あるいは県議会によって、その学校のために設置された監督改善委員会 (commission de surveillance et de perfectionnement) の指名に基いて、市町村立学校の場合は市長によって任命され、県立学校の場合には知事によって任命される。

結局、創設期の「徒弟手工学校」は「学校」として明確に認識されるが、二重管轄省庁等、矛盾を抱えた両義的な性格を保持した¹⁴⁾。従って、教員の調達に関する特別な規定はなく、「徒弟手工学校」として認められたそれぞれの学校に委ねられるという対応に終る。

1880年代初頭には、公教育省の主導により、「徒弟手工学校」の実験学校としていくつかの「国立上級初等職業学校」が設立されるが、「技術教師」の調達・養成問題は大きな進展を見せなかった。この問題に対して、本格的な取り組みが始まったのは、1888年3月の「徒弟手工学校の組織に関するデクレ」によってであった¹⁵⁾。これは、公教育相と商務相の両者の名によって発令されたもので、その直後の同年7月にも、両相の名で教育課程の基準を定めたデクレが追加発令される¹⁶⁾。3月デクレでは、「技術教師」の組織と任命方法について以下のように規定している。

第12条：教室の授業に関わる教授（professeurs）および助教師（maître adjoints）は、様々な手工作業の教育にたずさわる補助教員（maîtres auxiliaires）と同様に、商務相の同意を得た上で、公教育相によって指名、任命される。…（以下略）…

第13条：専門科目の担当教員（personnel spécial）は、…（中略）…以下の職で構成される。実習長（contremaître），実習室長（chefs），副実習室長（sous-chefs d'atelier），労働者指導員（ouvriers instructeurs），その他必要な場合には、徒弟訓練の担当員（autres préposés à apprentissage）を置く。監督委員会はそれぞれの教職に関して、三名の候補者名簿を作成し、知事あるいは市長がその中から人材を選択する権限を持つ。その名簿には、監督委員会の構成員によって署名された証明書を添付し、その証明書において、候補者の職業能力が証明される。上記の教員は、国庫の年金給与の適用を受けない。

しかし、「技術教師」は、いまだ「労働者教師」の枠内に留ったままである。作業場の実習を担当する教師が、"contremaître" "chefs" "sous-chefs d'atelier" "ouvriers instructeurs"といった表現で示され、言葉の上では生産現場での用語がそのまま使用されていることは、そのことを裏付けている。但し、監督委員会メンバーの署名が行われた職業能力証明書が必要とされる点では、この後の「資格教師」の登場を予感させる、過渡的な動向であった。

IV. 「商工実務学校」における「資格教師」としての「技術教師」

A. 「徒弟手工学校」の「技術教師」養成の試行

1890年代に入って、ようやく「技術教師」の資格と養成に関しての取り組みが始まると、その端緒を切り開いたのが、商務相のジュール・ロッシュ（Jules Roche）によっ

て発令された、1891年6月のアレテであった¹⁷⁾。これによって、「シャロン国立工芸学校」の中に、「徒弟手工学校」における「技術教師（maîtres techniques）」の養成を目的とした教職課程（section normale）が設置される。教職課程での奨学生としての応募資格と、課程終了時に取得できる資格は、次のように定められている。

第2条：その教職課程における教育年限は2年間とする。また、受け入れ学生の数は年間10名とする。以下の場合、奨学生として受け入れられる。

- (1) 師範学校の教授資格（certificat d'aptitude au professorat des écoles normales）を持っている現職初等教員（instituteurs）の場合、本人の希望によって。
- (2) 上級免許状を持っている初等教員有資格者の場合、試験を受けた後。

第3条：工業技術教員適性証書（certificat d'aptitude à enseignement technique industriel）は、教育課程の卒業試験に合格したものに対して、商務相より交付される。

既に存在していた「中級技術学校」群を、ひとまとめにすることによって見切り発車した「徒弟手工学校」の教員調達・養成問題は、ここで大きな質的転換を迎えることになった。「技術教師」資格の導入と、その養成課程創設の試みがそれである。「工業技術教員適性証書」が、シャロン国立工芸学校の技術教師養成課程で取得できるようにするための処置がとられることとなるが、これが更に整備されるのが、商務省管轄下の商工実務学校（école pratique de commerce et d'industrie）においてであった。

B. 「商工実務学校」における「技術教師」

1892年のデクレによって、「徒弟手工学校」は商務省の管轄下に入る¹⁸⁾。そこで「技術教師」は、担当専門領域を分業化して編成された上で、能力資格に基づいた採用・任命が行われることになる。1893年2月に発令されたデクレによれば、「商工実務学校」における「技術教師」は、全部で7つの職種に分類されている。

第4条：商工実務学校においては、管理職および教師として以下のものを含むことができる。

校長（un directeur ou une directrice）、教授（des professeurs）、実習長（des chefs de travaux pratiques）、実習室長（des chefs d'atelier）、専門科目教師（des maîtres et des maîtresses auxiliaires pour certains enseignements spéciaux）、助教師（des maîtres adjoints et des maîtresses adjointes）、徒弟訓

練担当員 (des préposés à l'apprentissage)

こうして、職種ごとに分業化された「技術教師」たちは、その待遇において階層化されており、以下に示す給与体系表を見る限り、管理職と実際の教育活動の担当者、

職務内容	第5等級	第4等級	第3等級	第2等級	第1等級
男女の校長 (Directeurs et directrices)	francs. —	francs. 2,500	francs. 3,000	francs. 3,500	francs. 4,000
教授 (Professeurs)					
実習長 (chefs de travaux)	1,500	1,900	2,300	2,700	3,000
実習室長 (chefs d'atelier)					
助教師 (Maître adjoints et maîtresses adjointes)	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400

(以下略)

この給与表で分かる通り、7つの職種の内、国費から給与が支払われる「技術教師」は、校長、教授、実習長、実習室長、助教師の5つの職種に限られ、専門科目教師と徒弟訓練担当員は、国庫負担の「技術教師」枠には含まれていない。一方、「技術教師」資格に関しては、すべて商務相によって発行されるものとして規定され、次のように体系化されている。

- (1) 校長：いずれ、アレテによって定められる条件において発行される予定の、校長職適性証書 (certificat d'aptitude à la direction) を持っているか、あるいは技術学校教員免許 (diplôme de école technique)とともに、初等教員上級免許、大学入学資格免状、校長志願者のための中等課程修了証のいずれかを有していること。(第7条)
- (2) 教授：教授職適性証書 (certificat d'aptitude au professorat) を持っていること。(第8条)
- (3) 実習長、実習室長：工業教授職適性証書 (certificat d'aptitude au professorat industriel) を持っているか、あるいは技術学校教員免許 (diplôme d'une école technique) を持っていること。(第9条)
- (4) 助教師：初等教員上級免許 (brevet supérieur de l'enseignement primaire) を持っていること。(第10条)

こうして、「技術教師」資格はその職種ごとに規定され、整備された。しかし、能力資格においても、専門科目教師と徒弟訓練担当員に関しては規定がなく、前者は商務相によって任命・採用され、後者は県立学校の場合は知事によって、市立学校の場合は市長によって任命されるに至っているだけである。実習長、実習室長は、技能訓練にあたる「技術教師」の管理職としての役割が課せられ、能力資格に裏付けられた職種として明確に位置づけられたことになる。但し、この1893年2月デクレからだ

さらに補助的な役割を果たす者の3つのカテゴリーに分類される。

第16条：各市町村によって承認される追加規定を除き、教員の待遇は次の表に従って定められる。

けでは、この「技術教師」たちが生産現場から相対的に遊離した存在であるとしても、完全に遊離した存在であったとまでは断言できない。しかし、1891年6月のアレテで採用された方向性を加味すれば、ここで整備された能力資格における能力が、生産現場ではなく、学校における養成課程で獲得されるものであるという前提に立っていたことは容易に想像できる。

V. 「技術教師」の生産現場からの遊離過程とパテルナリズム

A. 企業経営におけるパテルナリズムと「労働者教師」の誕生

これまで見てきたように、「技術教師」は、「親方」を原型としながら、段階的に質的転換を見せてきた。では、果たしてこれを可能にした要因はどこに求められるべきであろうか。あくまで仮説の域を出ないが、「技術教師」改造の三つの段階を一貫して貫いている原理は、近代フランスのある一定の時代に特有の企業経営に求められるのではないか、と考えることができる。つまり「親方教師」の誕生と、「労働者教師」への転換を可能にしたもの一つが、家族的企業経営=パテルナリズム (Patrialisme/Patronage) にあったと考えたい²⁰。

そう考える根拠は以下の点にある。現存労働力の再組織によって企業経営を維持しようとし、新技能の養成には力点が置かれなかった家族的企業経営が、従来の徒弟制で養成される労働力で十分に満足することができたこと。また、家族的企業経営を営む企業家達が、「親方教師」による労働力養成を想定し、受け入れやすいものであったということも考えられる。例えば、先に述べた1851年法の第3段階の審議で、提案者のカレ (callet) が次のような発言を行っていることは、それを端的に物語ってい

る。“立法府は親方と徒弟の間の関係にできるだけ介入するべきではない。というのは作業場は家族と関係が深いからである。”²¹⁾これは、当時の企業経営が、パテルナリズムという経営形態を中軸としていたことの証左でもある。

こうした、フランスの企業経営における特質に関して、経営史学においては貴重な研究が蓄積されている。例えば中川敬一郎は、近代フランスの企業経営の特質を次のように説明している。

“同国に支配的な家族企業的価値体系は、企業経営に際して、何よりも企業の「安泰」や「堅実」を第一義的に重視させることになり、積極的な企業者活動を阻害してきた。また同国企業の間では、「競争」よりもむしろ「共存共栄」をより重大な問題と考えるような「共同体」的な思考・行動様式が支配的であり、それがフランス企業をして大量生産への積極的な投資を回避させ、同国における経済発展の速度を鈍らせてきた”²²⁾ “ドゥ・ヴァンデル、ル・クルーズ、ブージョといった一流大企業においても家業的色彩が極めて濃厚であった。すなわち企業と家計との間の会計的区別が明瞭でなく、…(中略)…企業と家計との密接な結びつきにおいて、企業は家族の名誉や社会的身分を維持するための物質的基礎と考えられているのであって、企業経営そのものが家族的企業家たちの目的ではない。”²³⁾

中川の説に従えば、企業主達にとって、労働者の養成と組織化という課題は、新技術を導入して新たな労働力を養成し、「競争」することではなかった。むしろ、既存の労働力をいかに編成し直すかという「共同体」的な思考・行動様式に囚われていた。新技術の熟練ではない「親方教師」を生産現場から切り離し、「労働者教師」として「中級技術学校」内に吸収し、それを公教育の枠内に位置づけることができたという転換過程は、まさにこの時期のフランスに特有の、企業経営におけるパテルナリズム原理によって初めて可能になったのだと言える。

B. 学校管理におけるパテルナリズムと「資格教師」の誕生

しかし、その一方で、パテルナリズムは企業の経営形態や技術的方法に限定されないだけの幅を持っていると捉える必要もある。例えば、IV. で述べた、「技術教師」の教職課程設置を規定した1891年6月アレテが発令された直後、1891年8月に商務相と公教育相の連名で「国立上級初等職業学校」に「管理委員会(*conseil d'administration*)」と「保護委員会(*comité de patronage*)」を設置することを命じたデクレが発令されている²⁴⁾。このデク

レは、「国立職業上級初等学校」の学校内規の設定や予算を含む学校財政管理、施設管理等に大きな権限と役割を持つ「管理委員会」の設置を定め、その構成メンバーを次のように規定している。

- (1) 正委員として、県知事あるいはその代理人、市長、アカデミー大学区長、アカデミー視学官。
- (2) 選出委員として、県会議員1名、その地域または周辺部の商工業の名望家(notables)から2名、商務相の意見に従って、公教育相によって任命される。
- (3) 公教育相・商務相の代理者それぞれ一名ずつ

一方、「保護委員会」に関しては、次のように規定している。

第8条

保護委員会は、特に大企業主や大商人の中から選ばれた、地域の名望家(notables)によって構成される。また、1名の公教育視学官を含む。

委員会の委員は、商務相の同意を得た上で、公教育相によって指名され、同様の形式によって、大統領と両相によって任命される。委員の在任期間は3年間とする。

委員会は、その保護(patronage)のもとに学校の生徒達を引き受ける。委員会は、その学生達が課程を終了するときに、賞賛に値するような状態にすることに、また給費学生達を、個別的な方法によって監視することに専心する。委員会は、教育活動に地域の様々な産業が合致するようにするために、採用されるべき諸措置に関する意見を述べる。

単なる物質的な管理機関としての「管理委員会」だけではなく、生徒の保護・監視、教育活動と産業の調整等を行う「保護委員会」の設置を規定したことに、大きな意図が見え隠れする。企業経営のパテルナリズム原理は、「商工実務学校」内にも浸透し、生徒・教育活動の保護の原理としても学校内に取り込まれたのである。「保護委員会」の名称が“*comité de patronage*”であることは、その意味で示唆的な表現である²⁵⁾。「技術教師」の存立基盤として能力資格が導入され、それが体系的に整備される過程は、こうした背景において展開したのである。つまり、企業経営におけるパテルナリズム原理は、地域の名望家で構成された「保護委員会」を通じて、「技術教師」の編成原理にもなったと考え得るのではないだろうか。「商工実務学校」において、不安定ながらも「資格教師」が誕生した。しかし、従来とは全く異なった能力が期待されたのではなく、とりあえず調達できる「技術教師」を編成し直すという文脈において、能力資格が整備されたのである。従って、「技術教師」の養成制度が整備され

る前に、従来の「徒弟手工学校」において既に存在していた「労働者教師」を原型として「資格教師」の組織を整備することが可能となったのである。

VI. 結語

労働力形成を「学校」に委ねようという発想は、19世紀後半のフランスにおいては顕著にみられた傾向であった。そのことのひとつの要因は、「技術教師」の改造が、かつての「親方」を原型として捉えることによって離陸した点に求められるだろう。

徒弟制崩壊過程の中で、新たな労働力養成システムを創設するにあたって、いきなり生産現場から切り離された学校教師として「技術教師」を設定する事なく、従来の「親方教師」を学校の中に取り込むことによって、とりあえず学校形態での労働力養成システムを始動させることができた。このことは、職業技術教育の学校形態化を相対的に可能にし、多くの「中級技術学校」群を生成させた。産業革命の展開に相応して、約半世紀の間に緩やかな変質を遂げながら、生産現場からは徐々に遊離し、現場労働者でありながら、労働力養成の教育活動を担う「労働者教師」が誕生する。

1880年、「徒弟手工学校」の成立によって、学校における労働力形成が本格的に始動するが、その生成においてモデルとされた教師像は相変わらず「親方」的なものを排除することはできなかった。しかし、その一方で「学校」としての性格が加わることで、「家族の父」としての権威に頼らない、新たな技術教師の調達・養成問題が浮上してきたのだといえる。この文脈で商務省は、公教育省と連携することによって、初めて「親方」としての「技術教師」から脱却し、生産現場から切り離された「技術教師」の必要性を政策課題に俎上させた。

1888年～1891年にかけての、商務省主導による一連の改革は、公教育省からは相対的に独立した地平での、新しい「技術教師」を生み出すための大膽な試みであった。さらに1893年に、「徒弟手工学校」が商務省の管轄下に移管されることにより、「技術教師」の位置づけは重大な転換を迎えることになった。つまり、国家によって付与される能力資格に支えられた「資格教師」が設定されることによって、現場の労働からは相対的に遊離した「技術教師」が登場する。さらに、これにともなって、「技術教師」組織が階層的に体系化され、生産現場で身につけることのできない「能力 (capacité)」を学校で養成しようとする方向へと歩み出した。

こうしたフランスにおける「技術教師」改造を可能に

した一つの要因として、パテルナリズム原理が、それぞれの段階の移行に際して、強力に働いていたということを、仮説的に提示する事ができる。大胆に展開すれば、「親方教師」から「労働者教師」への移行に際しては、企業経営におけるパテルナリズム原理が主な動因となり、「労働者教師」から「資格教師」への移行に際しては、学校管理におけるパテルナリズム原理が主な動因となったのではないだろうか。この仮説のより緻密な検証は、今後の課題としたい。

さらに、今回の考察では、商工実務学校において整備された「技術教師」の能力資格によって、「技術教師」が生産現場から完全に遊離した存在となり得たのかどうかという問題に関しては課題を残した。また普通教育教師との関係では、「技術教師」の改造過程をどのように位置づけるべきかという点、能力資格に存立基盤を置く「技術教師」の誕生は、商務省によって強力に推進されたのだが、他方、公教育省が、何故この問題に決定的な判断を下すことができなかつたのかという点でも課題を残した。以上の諸課題を追究するためには、本稿で取り上げたいいくつかの事例、1851年法、クルーズ国立時計学校を初めとする第二帝政期の「中級技術学校」群、商工実務学校等に関する、それぞれの詳細なモノグラフが必要とされる。また、近代教育史の文脈において、パテルナリズムは学校・教育手段をどのように規定していったのかを概観するための基礎概念研究も必要だが、今回はそれを果たすことができなかつた。期を改めて取り組みたいと思う。

(指導教官 寺崎弘昭助教授)

注

- 1) 「中級技術学校」という分析概念の設定については、拙稿「19世紀後半のフランスにおける『中級技術学校』の生成過程—『徒弟手工学校』の成立(1880年)とその両義性—」『日本の教育史学』第35号、1992年、を参照。
- 2) 1891年の商務大臣アレテにおいて、「徒弟手工学校」における職業技術教育担当の教員を、公式な形で初めて“maître technique”と表現している。技術教育と職業教育は、歴史的にどのように相違する概念であるかという問題をはらむが、ここでは商務相が用いた表現の画期性を意識し、「技術教師」という分析概念を設定する。工業分野において、学校生徒・徒弟に関わらず、初等教育後段階の児童に対する職業技術教育を担当した者一般を「技術教師」とし、超時代的な概念として用いる。
- 3) 本稿では、便宜上、商務行政担当者を「商務省」「商務相」と表記するが、時代によって正式名称は異なる。第二帝政期には「農・商・労働相」(Ministre de l'agriculture, du commerce et des travaux publics)、第三共和政期には「商・工・植民地相」(Ministre du commerce, de l'industrie et des colonies)、「商・工・郵政相」(Ministère du commerce, de l'industrie, des

- postes et des télégraphes) と名称は変化する。
- 4)これまで、おおよそ19世紀末から、1940年代に誕生した工員養成機関を「新徒弟制」という概念で捉えようとした先行研究がいくつかあった。ここでは、中世期の徒弟制と質的に違うが、後の工員養成機関とも違い、その中間に位置するものという意味で、「近代徒弟制」とした方がより適切であると判断した。「新徒弟制」という概念を使った先行研究として、例えば、日本に関して、細谷俊夫『技術教育—成立と課題』、育英出版、1944年、271-281頁。またドイツに関しては、近藤いずみ「ドイツにおける養成工制度=『新徒弟制度』成立過程について—プロイセン国有鉄道徒弟養成の先駆的意義—」、『京都大学教育学部紀要』第30集、1984年等がある。
 - 5) 1841年法の正式名称は、「マニファクチュア、工場または作業場に雇用された児童の労働に関する法律」*Loi relative au travail des enfants employés dans les manufactures, usines ou ateliers, 1841.3.22.* この法律については以下の研究を参照。尾上雅信、「19世紀フランスにおける「児童労働法」教育条項に関する考察—産業革命期民衆教育史の一断面ー」、岡山大学『研究集録』80号、1989年。梅澤収、「フランス第三共和政期における義務教育の導入論議—議会法案と児童労働法からー」、『公教育制度の史的形成』牧柾名編、梓出版、1990年、167-168頁。
 - 6) 1851年法の正式名称は「マニュファクチュア、工場における児童の徒弟契約に関する法律」*Loi relative aux contrats d'apprentissage des enfant dans les usines, manufactures, 1851.2.22.* 条文はF. Buisson, *Nouveau dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire, paris, 1911, pp.84-86.* を参照、引用した。
 - 7) Antoine Léon, *Histoire de l'éducation technique, 1961. Coll. Que sais-je? №938, pp.93-121.* (邦訳「フランスの技術教育の歴史」もののべながおき訳、白水社、1968年、128~161頁)
 - 8) 審議過程に関しては、J. P. Guinot, *Formation professionnelle et Travailleurs qualifiés depuis 1789, 1946, p.107, pp.114-119.* を参照、引用した。
 - 9) A. Léonは、前掲書の中で“この法律は労働の最低年齢を12才に定めた”としている (op. cit., p.59. 邦訳, 87頁)。しかし、徒弟契約の最低年齢の規制は、F. Buissonの前掲書にある原文を見る限り、1851年法では行われていない。ちなみに、J. P. Guinotの前掲書に従えば、第1段階の審議では11才と定められ、第2段階の審議では12才に引き上げられたが、最終的には削除されたとされている。
 - 10) ibid, p.117.
 - 11) 「クルーズ国立時計学校の組織に関する帝国デクレ」*Décret impérial portant organisation de l'école d'horlogerie de Cluses, 1863.11.30.* 原文は、T. Charmasson, *L'enseignement technique de la révolution à nos jours, Tome I, pp.186-190.* を参照、引用した。
 - 12) この当時、“instituteur”という用語は、まだ一般的に使われていない。プロストに従えば、当時初等教育の教師を表した言葉も“maître”であり、“instituteur”に変化するのは、1860年代の末からである。商務行政において、“maître”という言葉が使われたことは、それとの対抗上、初等学校教師を表す独自の言葉“instituteur”を必要とするインパクトにもなっていると考えられる。プロストの説は以下を参照。
Antoine Prost, *Histoire de l'enseignement en France 1800-1967, 1968, p.147.*
 - 13) 「徒弟手工学校法」*Loi relative aux écoles manuelles d'apprentissage, 1880.12.11* の原文は、T. Charmasson, op. cit., p.243-244. を参照、引用した。
 - 14) 「徒弟手工学校」の成立過程とその両義的性格に関しては、拙稿前掲論文を参照。
 - 15) 「徒弟手工学校の組織に関するデクレ」*Décret relatif à l'organisation des écoles manuelles d'apprentissage, 1888.3.17.* 原文は、T. Charmasson, op. cit., p.295-300. を参照、引用した。
 - 16) 「徒弟手工学校および、商・工業上級初等学校の一般教育課程を規定するデクレ」*Décret déterminant les programmes généraux des écoles manuelles d'apprentissage et des écoles primaires supérieures préparatoires au commerce et à l'industrie, 1888.7.28, ibid, pp.305-309.*
 - 17) 「徒弟手工学校の技術教師を養成するための教職課程を、シャロン国立工芸学校に設置することを命じる商務大臣のアレテ」*Arrêté du ministre du Commerce, de l'Industrie et des Colonies créant une section normale à l'école des arts et métiers de Châlons, destinée à former des maîtres techniques pour les écoles manuelles d'apprentissage, 1891.6.11.* 原文は、ibid, p.318 を参照、引用した。
 - 18) 「主として商・工業教育を行う上級初等職業学校を商務相の管轄下に移管することを命じるデクレ」*Décret transférant au ministère du Commerce et de l'Industrie les écoles primaires supérieures et professionnelles dont l'enseignement est principalement industriel ou commercial, 1892.6.1.* 原文は、ibid, pp.344-346. を参照、引用した。なお、これによって「徒弟手工学校」は、二重管轄省庁の管理下からは、一旦切り離され、商務省の管轄下に入るが、1920年には公教育省の管轄下に移管される。こうした制度上の経過の概略については、以下を参照。
Antoine Léon, op. cit., pp.93-121. (邦訳, 128~161頁)
 - 19) 「工商実務学校規則にかんするデクレ」*Décret portant règlement des écoles pratiques de commerce et d'industrie, 1893.2.22.* 原文は、T. Charmasson, op. cit., pp.346-354. を参照、引用した。
 - 20) 藤村大時郎「第二帝政期フランスにおける経営パターナリズムをめぐって—同時代の労働問題研究家の関心状況を中心としてー」、『社会経済史学』44-6, 1979年
この論文で、藤村は次のように指摘している。“19世紀のフランスにおいては、パターナリズムすなわちフランス語のパテルナリズム (Paternalisme) に該当する言葉として、むしろパトロナージュ (Patronage) という言葉が一般に使用されていた。”他に、藤村大時郎「労務管理政策の展開」、『フランス経営史』原輝史編、有斐閣、1980年でも刺激的な論を展開している。
 - 21) J. P. Guinot, op. cit., p.117
 - 22) 中川敬一郎『比較経営史序説』東京大学出版会、1981年、7頁。
 - 23) 同上書、252頁。
 - 24) 「各国立上級初等職業学校運営に関する、管理委員会と後援委員会設置を命じるデクレ」*Décret instituant un conseil d'administration et un comité de patronage auprès de chacune des écoles nationales d'enseignement primaire supérieur et professionnel, 1891.8.24.* 原文は、T. Charmasson, op. cit., pp.341-342. を参照、引用した。
 - 25) ‘patronage’原理についての議論を展開したものの中で、次の2つの論文は示唆に富む。上村祥二「二月革命と初等教育」、『1848国家装置と民衆』坂上孝編、ミネルヴァ書房、1985年。小田中直樹「フランス第二共和制における統治構造の再編過程—ファルー法（1850年3月15日公教育組織法）の論理」、『政治経済改革への途—ヨーロッパにおける若干の歴史的経験』岡田与好編、木鐸社、1991年